

お知らせ

ご注意ください！マイナンバーの通知カードは本人確認書類としては使用できません

平成28年度国民健康保険料・介護保険料

仮算定通知書をお届けします

今年度も4月中旬に仮算定通知をお届けしますので、ご確認いただき、納付にご協力をお願いします。

●仮算定通知とは

今年度の国民健康保険料および介護保険料は、平成27年中の所得で計算しますが、まだその所得が確定していないため、前年度の保険料額を基に仮の保険料を設定(仮算定)しています。

所得確定後の7月に再計算(本算定)し、改めてお知らせします。

- 問合せ先
- 国民健康保険料について
市民課 ☎35-3137
 - 介護保険料について
高年介護課 ☎35-3178

日和田ハイランド陸上競技場に トイレを新設

飛騨御嶽高原高地トレーニングエリアの中心的な施設である日和田ハイランド陸上競技場に、トイレ1棟を建設しました。

4年後の東京オリンピックに向け、日和田ハイランド陸上競技場の利用は益々増えると予想されており、新たなトイレの建設によって利便性が大きく向上します。

今回、管理棟の横に建設した新しいトイレには、男性用、女性用のほか、多目的トイレもあります。また、外国人アスリートの利用を想定し、室内を通常より大きめのサイズにするなど、選手にとって使いやすい構造としています。

なお、このトイレは、岐阜県からの補助金の交付を受け建設したものです。



問合せ先 | スポーツ推進課 ☎35-3157

軽自動車税の改正のお知らせ

問合せ先 税務課 ☎35-3136
広報ID 1005657

軽自動車税の税率が変更になります。

◆三輪以上の軽自動車

区分			平成27年度	平成28年度	
				H27.3.31までの 新車登録車両	H27.4.1以降の 新車登録車両
軽自動車	四輪以上	乗用 家用	7,200円	7,200円	10,800円
		営業用	5,500円	5,500円	6,900円
	貨物	家用	4,000円	4,000円	5,000円
		営業用	3,000円	3,000円	3,800円
三輪			3,100円	3,100円	3,900円

◆原動機付自転車、小型特殊自動車、二輪車等

区分		平成27年度	平成28年度
原動機付 自転車	50cc以下	1,000円	2,000円
	90cc以下	1,200円	2,000円
	125cc以下	1,600円	2,400円
	ミニカー	2,500円	3,700円
小型特殊 自動車	農耕作業用自動車	1,600円	2,400円
	その他	4,700円	5,900円
軽自動車	雪上車	2,400円	3,600円
	二輪(250cc以下)	2,400円	3,600円
	二輪の小型自動車(250cc超)	4,000円	6,000円

税率の特例について

1. グリーン化特例(軽課)

概要: 平成27年4月1日から平成28年3月31日までに新車登録された三輪以上の軽自動車で、一定の環境性能を有するものについて、その燃費性能に応じて、税率を軽減する特例措置

適用年度: 平成28年度分について適用(1年限り)

※平成28年4月1日から平成29年3月31日までに新車登録された三輪以上の軽自動車についても、本特例の対象に追加し、取得の翌年度分(平成29年度分)に限り、同様に税率を軽減する措置を実施する予定

2. 経年車重課

概要: 新車登録から14年目を迎えた三輪以上の軽自動車について、標準税率の約20%を上乗せする

適用年度: 平成28年度分から適用

◆平成28年度の三輪以上の軽自動車の税率一覧

区分			平成27年4月1日以降の新車登録車両				平成27年3月31日までの 新車登録車両		
			標準税率	グリーン化特例(軽課)(取得の翌年度分に限る)			右記(経年車) 以外のもの	経年車重課	
				約75%軽減 ※1	約50%軽減 ※2	約25%軽減 ※3			
軽自動車	四輪以上	乗用 家用	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円	7,200円	12,900円	
		営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円	5,500円	8,200円	
	貨物	家用	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円	4,000円	6,000円	
		営業用	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円	3,000円	4,500円	
	三輪			3,900円	1,000円	2,000円	3,000円	3,100円	4,600円

※1 電気自動車、天然ガス自動車

※2 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準+20%以上達成(貨物は平成27年度燃費基準+35%以上達成)車

※3 平成17年排出ガス基準75%低減達成かつ平成32年度燃費基準達成(貨物は平成27年度燃費基準+15%以上達成)車

納付期限は 5月2日です

軽自動車税は、4月1日現在の所有者に課税されます。

4月22日ころまでに納税通知書を郵送しますので、5月2日までに納付をお願いします。

※納税証明書は車検の際に必要となりますので、車検証と一緒に保管してください(口座振替の方や全額減免を受けている方には、5月中旬に郵送します)。

問合せ先 税務課
広報ID ☎35-3136
1000423